

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書面)

2025年8月15日

セグエグループ株式会社

2025年8月15日

東京都中央区新川一丁目16番3号
セグエグループ株式会社
代表取締役社長 愛須康之

吸収合併に係る事後開示書面

セグエグループ株式会社（以下「当社」といいます。）は、ジェイズ・ソリューション株式会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）との間で締結した2025年6月24日付吸収合併契約に基づき、2025年8月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ジェイズ・ソリューション株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく開示事項は、下記のとおりです。

記

1 本合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2025年8月1日

2 吸収合併消滅会社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

（1）株主の差止請求手続について（会社法第784条の2）

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求手続について（会社法第785条）

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について、該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求の手続の経過（会社法第787条）

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

（4）債権者の異議申述の手続の経過（会社法第789条）

吸収合併消滅会社は、会社法第789条の規定に従い、2025年6月27日付で、債権者に対し本合併に関する官報公告を行うとともに、同日付で催告を行いました。異議を申述した債権者はいませんでした。

3 当社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

（1）株主の差止請求手続について（会社法第796条の2）

当社において、本合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求手続について（会社法第797条）

当社において、本合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

（3）債権者の異議申述の手続の経過（会社法第799条）

当社は、会社法第799条の規定に従い、2025年6月27日付の官報及び電子公告により、債権者に対し本合併に対する異議申述の公告を行いましたが、異議を申述した債権者はいませんでした。

4 当社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、本合併の効力発生日である2025年8月1日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債その他権利義務の一切を承継いたしました。

5 吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第200条第5号）

別紙のとおりです。

6 吸収合併の変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）

2025年8月15日

7 その他本合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）

該当する事項はありません。

以 上

別紙

別紙

(会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面)

別紙

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

2025年6月27日

ジェイズ・ソリューション株式会社

2025年6月27日

大阪市淀川区西中島五丁目5番15号
ジェイズ・ソリューション株式会社
代表取締役社長 上村達也

吸収合併に係る事前開示書面

セグエグループ株式会社（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及びジェイズ・ソリューション株式会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、それぞれ取締役会の決議を経て、両者間で2025年6月24日付合併契約を締結し、2025年8月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます）を行うことといたしました。本合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第191条の規定する開示事項は下記のとおりです。

記

1 吸収合併契約の内容

別紙のとおりです。

2 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません。また、本合併による吸収合併存続会社の資本金及び資本準備金の額の増加はありません。

3 新株予約権の対価の定めに関する事項

吸収合併消滅会社は新株予約権を発行しておりませんので、該当する事項はありません。

4 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

（1）最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

（2）最終事業年度の末日後の臨時計算書類等の内容

該当する事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重要な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の有無及びその内容

該当する事項はありません。

別紙

- 5 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重要な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の有無及びその内容

該当する事項はありません。

- 6 効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後も、吸収合併存続会社の収益及びキャッシュフローの状況につき、吸収合併存続会社による債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ想定されておりません。

従いまして、本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに問題は無いと判断しております。

- 7 備置き開始後の変更に関する事項

この事前開示の開始日後に上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上